



令和 4 年
第 6 回市議会（定例会）

議 案

（議第 6 8 号～議第 8 3 号）

荒 尾 市

令和 4 年 第 6 回 荒 尾 市 議 会 (定 例 会) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 6 8 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議第 6 9 号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	35
議第 7 0 号	荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正について	41
議第 7 1 号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	49
議第 7 2 号	荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例の一部改正について	53
議第 7 3 号	財産の処分について	57
議第 7 4 号	市道路線の廃止及び認定について	61
議第 7 5 号	指定管理者の指定について (荒尾運動公園施設)	65
議第 7 6 号	令和 4 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 8 号)	67
議第 7 7 号	令和 4 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	155
議第 7 8 号	令和 4 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	171
議第 7 9 号	令和 4 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	187
議第 8 0 号	令和 4 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	199
議第 8 1 号	令和 4 年度荒尾市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	213
議第 8 2 号	令和 4 年度荒尾市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	219
議第 8 3 号	令和 4 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	225

地方公務員法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

地方公務員法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年引上げに関する条例の整備
を行うものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第3号)
の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務に」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務に」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下こ

の条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

- (1) 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)第16条の3第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条

例（昭和41年条例第31号）第11条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

(2) 荒尾市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職で、その職務の級が5級以上であるもの（前号に掲げる職を除く。）

(3) 前2号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を

考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から

定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長

された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の荒尾市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の荒尾市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及

び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「については、」を「は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される」に、「第3条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))」とあるのは、「荒尾市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年条例第40号)第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員」と読み替えるもの」を「第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額」に改め、同条第2項中「については、給与条例第3条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))」とあるのは「荒尾市一般職の任期付職員

の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第40号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と、「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と読み替えるものを「は、当該任期付短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該任期付短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
第3条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）
第4条 荒尾市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

荒尾市職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に改め、「に反する」の次に「降給の事由並びに職員の意に反する」を加える。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を削り、第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職

務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降給の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合には、当該職員を降格するものとする。

2 任命権者は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合で、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(経過措置)

2 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)附則第3項に規定する措置又は法附則第26項の給与に関する特例措置により降給をする場合における第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに荒尾市職員の給与に関する条例附則第3項に規定する措置又は法附則第26項の給与に関する特例措置による降給とする」とする。

3 第4条第2項の規定は、前項に規定する場合には、適用しない。この場合において、当該職員には、規則の規定により、前項の措置又は給与に関する特例措置により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(荒尾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 荒尾市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の

次に次の 1 号を加える。

- (3) 荒尾市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 10 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 11 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 9 条 荒尾市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項を次のように改める。

- 5 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 3 条の 2 を削る。

第 4 条第 3 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

- 5 55 歳（規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好又は極めて良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものと

する。

第5条第1項中「給料月額」を「に給料の月額」に改める。

第10条第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条の4第2項中「第7条の2から第9条まで」を「第3条第4項、第4条、第7条の2から第9条まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の5第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の8第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項、第4条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の荒尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号）第3条ただし書の職員に相当する職員
 - (3) 荒尾市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (4) 荒尾市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合

における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

（荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正）

第10条 荒尾市職員退職手当支給条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第9条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（荒尾市の休日をも定める条例（平成3年条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合には、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第9条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の4第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第9条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される

期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第14条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第18項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第11項」を加える。

附則第9項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、附則に次の9項を加える。

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によるこ

となく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。

1.2 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の荒尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（以下「医療業務従事医師」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

1.3 荒尾市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1.4 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第12項に規定する医療業務従事医師（以下「医療業務従事医師」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事医師にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事医師以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事医師にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1.5 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれ

ぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。) (規則で定める者を除く。) に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

医療業務従事医師以外の者	60歳
医療業務従事医師	65歳

16 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の4の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の4第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の4第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「附則第15項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢

と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 18 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第15項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に新条例」を「に荒尾市職員退職手当支給条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第10項若しくは第11項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第10項から第18項まで」を加える。

附則第4項中「に新条例」を「に荒尾市職員退職手当支給条例」に、「又は新条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第5項中「新条例」を「荒尾市職員退職手当支給条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第11項」を加える。

第12条 荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、荒尾市職員退職手当支

給条例」に改める。

(荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(荒尾市職員の再任用に関する条例及び荒尾市職員の意に反する降給の事由に関する条例の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 荒尾市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第1号)
- (2) 荒尾市職員の意に反する降給の事由に関する条例(昭和27年条例第3号)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条中荒尾市職員退職手当支給条例第2条第2項、第9条及び附則第9項の改正規定並びに附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第1条の規定による改正前の荒尾市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下こ

の項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期間又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の荒尾市職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第10条までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者

であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条に

において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法

第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの

規定を準用する。

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職に

あつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(荒尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第6条の規定による改正後の公益的法人等への荒尾市職員の派遣等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)

第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、荒尾市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用さ

れた職員をいう。)で短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第9条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例(以下この条において「新条例」という。)附則第3項から第9項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用職員」という。)(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。)

の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される荒尾市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される荒尾市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第16条の5第3項の規定を適用する。

- 6 新条例第16条の8第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新条例第3条第4項、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5及び第9条の6の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第10条の規定による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。）」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

に伴う経過措置)

第16条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、第13条の規定による改正後の荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第5条、第5条の4及び第14条の規定は、適用しない。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当を改定したいからである。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部
を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第7条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例

条例	
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例の一部改
正について

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するもの
とする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、一般職の職員の給与を改定したいからである。

荒尾市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の115）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の55）」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	

18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600

58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				

	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「1

00分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の荒尾市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

- 4 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（給料表の改定における特例）

- 2 第4条第1項の規定により給料表を適用する場合において、給与条例の改正により給料表の改定が行われたときの当該改正が行われた年度内における改定後の給料表の適用は、同項の規定にかかわらず、当該給料表の改定に係る条例の施行の日（以下「改定条例施行日」という。）の属する年度の1月1日からとする。ただし、改定条例施行日が当該年度の1月2日以後である場合は、改定条例施行日が改定条例施行日の属する月の初日であるときはその日、改定条例施行日が改定条例施行日の属する月の初日以外の日であるときは改定条例施行日の属する月

の翌月の初日から適用するものとする。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正に
ついて

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

放課後児童クラブを荒尾第一小学校区に設置するため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

荒尾市放課後児童クラブ条例（平成27年条例第3号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

荒尾第一小放課後児童ク ラブ	荒尾市荒尾981番地2 荒尾市 立荒尾第一小学校内
-------------------	------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第2条に規定する児童クラブの利用の
許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前
においても行うことができる。

荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例
の一部改正について

荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例の一部を次のように改正するものとする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

荒尾市人権教育・啓発基本計画の取組を推進し、差別のない明るい地域社会を実現するため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例
の一部を改正する条例

荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に改め、「答申」の次に「、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)その他差別の解消を目的とした法令」を加え、「精神」を「趣旨」に、「障害者、女性等」を「障がい、性別、在日外国人等」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、「ため」の次に「の施策に協力し、」を加え、「向上」を「高揚」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の施策を推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、必要に応じて人権に関する調査等を行うものとする。

第8条を第9条とする。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第8条とする。

第6条中「関係諸団体」を「各種関係団体」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「(教育及び啓発活動の充実)」に改め、同条中「関係諸団体」を「各種関係団体」に、「人権啓発活動」を「人権教育の推進と啓発活動」に改め、「充実」の次に「を図り、人権擁護の社会づくり」を加え、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別等に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の処分について

次の土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 所在地、地目及び面積 別表のとおり
- 2 売却の目的 荒尾市福祉村を民営化した際の移管先事業者
者に、同福祉村敷地を譲渡するため
- 3 売却予定価格 63,111,206円
- 4 売却の相手方 荒尾市増永2452番地2
社会福祉法人 荒尾市社会福祉事業団
代表者 理事長 川口 雅明

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

別表

処分する土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (㎡)
荒尾市増永字西長浦 2 2 9 9 番 1 3	雑種地	2, 2 2 8 . 1 0
荒尾市増永字西長浦 2 2 9 9 番 1 4	宅地	7 1 5 . 2 1
荒尾市増永字東長浦 2 4 5 2 番 2	宅地	3, 1 0 3 . 9 1
合計		6, 0 4 7 . 2 2

市道路線の廃止及び認定について

市道路線について、次のように廃止及び認定するものとする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

廃止及び認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
107	尼ヶ島平線	荒尾市上井手字庵ノ浦	荒尾市上平山字平	なし

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
107	尼ヶ島平線	荒尾市上井手字庵ノ浦	荒尾市上平山字平	なし
784	樺高浜線	荒尾市樺字裏毘沙門	荒尾市野原字西原	なし
785	妙見万田坑線	荒尾市原万田字妙見	荒尾市原万田字星ヶ谷	なし
786	庵ノ浦尼ヶ島線	荒尾市上井手字庵ノ浦	荒尾市上井手字尼ヶ島	なし
787	星谷大谷2号線	荒尾市原万田字水ノ手	荒尾市原万田字水ノ手	なし

指定管理者の指定について

荒尾市都市公園条例（昭和47年条例第8号）第21条第1項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
荒尾運動公園施設
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地
名 称 荒尾市体育協会
代表者 会長 山口 賢一
所在地 荒尾市荒尾4051番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,218,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,100,000	205,356	6,305,356
	1 地方交付税	6,100,000	205,356	6,305,356
15 国庫支出金		6,798,558	49,150	6,847,708
	1 国庫負担金	4,101,256	32,794	4,134,050
	2 国庫補助金	2,686,073	16,356	2,702,429
16 県支出金		2,025,284	18,491	2,043,775
	1 県負担金	1,491,356	16,397	1,507,753
	2 県補助金	427,326	2,081	429,407
	3 県委託金	106,602	13	106,615
17 財産収入		78,594	318,213	396,807
	2 財産売払収入	3,003	318,213	321,216
18 寄附金		706,350	801	707,151
	1 寄附金	706,350	801	707,151
20 繰越金		27,059	171,846	198,905
	1 繰越金	27,059	171,846	198,905
21 諸収入		372,110	78	372,188
	6 雑入	322,240	78	322,318
22 市債		1,210,700	△194,173	1,016,527
	1 市債	1,210,700	△194,173	1,016,527
歳 入 合 計		26,648,760	569,762	27,218,522

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		197,497	465	197,962
	1 議会費	197,497	465	197,962
2 総務費		3,253,760	444	3,254,204
	1 総務管理費	2,639,608	5,356	2,644,964
	2 徴税費	284,882	△868	284,014
	3 戸籍住民基本台帳費	233,558	△4,453	229,105
	4 選挙費	55,610	121	55,731
	5 統計調査費	13,913	118	14,031
	6 監査委員費	26,189	170	26,359
3 民生費		12,088,602	170,476	12,259,078
	1 社会福祉費	6,161,530	51,193	6,212,723
	2 児童福祉費	4,298,747	73,864	4,372,611
	3 生活保護費	1,628,321	45,419	1,673,740
4 衛生費		3,120,007	321,842	3,441,849
	1 保健衛生費	1,182,701	293,091	1,475,792
	2 清掃費	1,225,176	28,751	1,253,927
5 労働費		20,816	5,645	26,461
	2 労働諸費	20,816	5,645	26,461
6 農林水産業費		644,440	1,390	645,830
	1 農業費	528,375	1,154	529,529
	3 水産業費	22,952	236	23,188
7 商工費		633,969	6,570	640,539
	1 商工費	633,969	6,570	640,539
8 土木費		2,051,811	36,861	2,088,672
	1 土木管理費	69,020	756	69,776
	2 道路橋梁費	580,098	568	580,666
	4 港湾費	151,592	35,000	186,592
	5 都市計画費	804,119	750	804,869
	6 住宅費	436,739	△213	436,526
9 消防費		755,098	3,850	758,948
	1 消防費	755,098	3,850	758,948
10 教育費		2,171,902	22,219	2,194,121
	1 教育総務費	202,096	1,330	203,426
	2 小学校費	490,274	8,302	498,576
	3 中学校費	288,594	4,142	292,736
	4 社会教育費	520,253	7,035	527,288

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 保健体育費	670,685	1,410	672,095
歳出	合計	26,648,760	569,762	27,218,522

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	デジタル手続法施行に伴う関連システム等改修事業費	7,353
5 労働費	2 労働諸費	働く女性の家施設改修費	5,427
8 土木費	4 港湾費	海岸メンテナンス事業費（荒尾港海岸堤防）	182,446
10 教育費	4 社会教育費	中央公民館施設改修費	935

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額（千円）
「荒尾市議会だより」印刷製本費	令和5年度	2,324
広報等配送委託料	令和5年度	7,680
貴重品運搬警備業務委託料	令和5年度	1,202
市民サービスセンター施設借上料	令和5年度 ～ 令和9年度	1,980
生活困窮者一時生活支援事業負担金	令和5年度	1,185
子どもの学習・生活支援事業負担金	令和5年度	1,781
一小放課後児童クラブ警備委託料	令和5年度 ～ 令和9年度	495
レセプト点検委託料（生活保護）	令和5年度	264

事 項	期 間	限度額（千円）
予防接種費(医薬材料費)	令和5年度	69,895
荒尾市斎場白灯油購入費	令和5年度	389
健康増進計画策定等支援業務委託料	令和5年度	7,480
小学校維持管理費（燃料費）	令和5年度	18,544
総合学力調査業務委託料（小学校）	令和5年度	2,546
中学校維持管理費（燃料費）	令和5年度	11,020
中学校防犯カメラシステム借上料	令和5年度	146
総合学力調査業務委託料（中学校）	令和5年度	2,907

事 項	期 間	限度額（千円）
フリースクール公用車借上料	令和5年度	1,424

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額（千円）	期 間	限度額（千円）
熊本県議会議員選挙・荒尾市 議会議員選挙ポスター掲示場 設置撤去委託料	令和5年度	8,500	令和5年度	9,700

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸保全事業	千円 74,200	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	千円 90,700	補正前に同じ		
臨時財政対策	400,000				千円 189,327			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,100,000	205,356	6,305,356
15 国庫支出金	6,798,558	49,150	6,847,708
16 県支出金	2,025,284	18,491	2,043,775
17 財産収入	78,594	318,213	396,807
18 寄附金	706,350	801	707,151
20 繰越金	27,059	171,846	198,905
21 諸収入	372,110	78	372,188
22 市債	1,210,700	△194,173	1,016,527
歳入合計	26,648,760	569,762	27,218,522

2 歳 入

(款) 11 地方交付税
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,100,000	205,356	6,305,356
1	地方交付税	6,100,000	205,356	6,305,356
1	地方交付税	6,100,000	205,356	6,305,356
15	国庫支出金	6,798,558	49,150	6,847,708
1	国庫負担金	4,101,256	32,794	4,134,050
1	民生費国庫負担金	3,975,116	32,794	4,007,910
2	国庫補助金	2,686,073	16,356	2,702,429
2	民生費国庫補助金	899,645	1,356	901,001
7	土木費国庫補助金	396,130	15,000	411,130
16	県支出金	2,025,284	18,491	2,043,775
1	県負担金	1,491,356	16,397	1,507,753
1	民生費県負担金	1,484,539	16,397	1,500,936
2	県補助金	427,326	2,081	429,407
2	民生費県補助金	301,258	1,427	302,685
5	農林水産業費県補助金	53,958	654	54,612
3	県委託金	106,602	13	106,615
1	総務費委託金	103,994	13	104,007
17	財産収入	78,594	318,213	396,807
2	財産売払収入	3,003	318,213	321,216
1	不動産売払収入	3,001	63,111	66,112
2	有価証券売払収入	1	255,102	255,103
18	寄 附 金	706,350	801	707,151
1	寄 附 金	706,350	801	707,151
2	民生費寄附金	0	775	775
6	総務費寄附金	706,349	26	706,375

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	205,356	1 普通交付税
13 障害者自立 支援給付費 国庫負担金	32,794	1 障害者介護給付費国庫負担金 32,734 2 高額障害福祉サービス費国庫負担金 60
3 生活保護費 国庫補助金	1,320	1 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（厚生労働省分）
4 児童福祉費 国庫補助金	21	1 子育て支援交付金
6 障害者地域 生活支援事 業費国庫補 助金	15	1 巡回相談支援事業費国庫補助金
7 港湾施設整 備事業費国 庫補助金	15,000	1 海岸メンテナンス事業費国庫補助金
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	16,397	1 障害者介護給付費県負担金 16,367 2 高額障害福祉サービス費県負担金 30
4 児童福祉費 県補助金	1,420	1 利用者支援事業費県補助金 5 2 物価高騰対策支援事業県補助金 1,415
7 障害者地域 生活支援事 業費県補助 金	7	1 巡回相談支援事業費県補助金
1 農業費県補 助金	654	1 次代につながる熊本の果樹強化対策事業県補助金 341 2 機構集積協力金県補助金 278 3 機構集積支援事業費県補助金 35
4 選挙費委託 金	13	1 熊本県議会議員選挙委託金
1 土地売払収 入	63,111	1 土地売払収入
1 有価証券売 払収入	255,102	1 有価証券売払収入
3 児童福祉費 寄附金	775	1 児童福祉費寄附金
1 総務費寄附 金	26	1 総務費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
20	繰越金	27,059	171,846	198,905
1	繰越金	27,059	171,846	198,905
	1 繰越金	27,059	171,846	198,905
21	諸収入	372,110	78	372,188
6	雑収入	322,240	78	322,318
	4 雑収入	322,236	78	322,314
22	市債	1,210,700	△194,173	1,016,527
1	市債	1,210,700	△194,173	1,016,527
	7 土木債	336,900	16,500	353,400
	13 臨時財政対策債	400,000	△210,673	189,327

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	171,846	1 繰越金
8 雑入	78	1 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金
7 海岸保全事業債	16,500	1 海岸保全事業債
1 臨時財政対策債	△210,673	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	197,497	465	197,962		465
1	議会費	197,497	465	197,962		465
1	1 議会費	197,497	465	197,962		465

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1	報酬	12	1 議会事務局人件費 (会計年度任用職員任用)	12
			非常勤職員報酬	(12)
2	給料	△172	2 議員人件費	403
			期末手当	(403)
3	職員手当等	588	3 議会事務局人件費	50
			一般職給	(△172)
4	共済費	37	期末手当	(5)
			勤勉手当	(180)
			共済組合負担金	(37)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	3,253,760	444	3,254,204	39	405
			総務管理費	2,639,608	5,356	2,644,964	26	5,330
		1	一般管理費	757,091	△405	756,686	その他 26	△431

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	80	1 財政課人件費 (産休・育休代替職員任用)	12
		非常勤職員報酬	(12)
2 給 料	△3,220	2 くらいいきいき課人件費 (産休・育休代替職員任用)	51
		非常勤職員報酬	(51)
3 職員手当等	2,024	3 秘書課人件費 (会計年度任用職員任用)	5
		非常勤職員報酬	(5)
4 共 済 費	711	4 契約検査室人件費 (会計年度任用職員任用)	12
		非常勤職員報酬	(12)
		5 秘書課人件費	96
		一般職給	(10)
		期末手当	(4)
		勤勉手当	(88)
		共済組合負担金	(△6)
		6 特別職人件費	96
		期末手当	(90)
		共済組合負担金	(6)
		7 総務課人件費	1,484
		一般職給	(182)
		地域手当	(6)
		住居手当	(△133)
		期末手当	(39)
		勤勉手当	(628)
		共済組合負担金	(762)
		8 総合政策課人件費	941
		一般職給	(△152)
		扶養手当	(246)
		住居手当	(△16)
		通勤手当	(△7)
		期末手当	(22)
		勤勉手当	(375)
		児童手当	(240)
		共済組合負担金	(233)
		9 文化企画課人件費	343
		一般職給	(58)
		通勤手当	(1)
		期末手当	(12)
		勤勉手当	(139)
		共済組合負担金	(133)
		10 財政課人件費	△2,223
		一般職給	(△1,602)
		住居手当	(△159)
		期末手当	(△117)
		勤勉手当	(22)
		共済組合負担金	(△367)
		11 情報推進室人件費	268
		一般職給	(50)
		期末手当	(7)
		勤勉手当	(129)
		共済組合負担金	(82)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	文書広報費	48,617	10	48,627		10	
3	財政管理費	12,246	1,128	13,374		1,128	
5	財産管理費	89,522	851	90,373		851	
7	企画費	965,760	575	966,335		575	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		12 ぐらしいきいき課人件費	△1,506
		一般職給	(△1,369)
		扶養手当	(△80)
		期末手当	(△68)
		勤勉手当	(261)
		児童手当	(△80)
		共済組合負担金	(△170)
		13 会計課人件費	191
		一般職給	(△29)
		期末手当	(13)
		勤勉手当	(171)
		共済組合負担金	(36)
		14 契約検査室人件費	242
		一般職給	(22)
		期末手当	(5)
		勤勉手当	(144)
		共済組合負担金	(71)
		15 公共施設マネジメント推進室人件費	△102
		一般職給	(△78)
		扶養手当	(△5)
		住居手当	(△6)
		通勤手当	(△6)
		期末手当	(2)
		勤勉手当	(63)
		共済組合負担金	(△72)
		16 総合政策課人件費（任期付職員人件費）	26
		勤勉手当	(22)
		共済組合負担金	(4)
		17 空家対策推進室人件費	△341
		一般職給	(△312)
		扶養手当	(△25)
		勤勉手当	(△3)
		共済組合負担金	(△1)
1 報 酬	10	1 文書行政一般事務費	5
		非常勤職員報酬	(5)
		2 地域おこし協力隊事業費（総合政策課）	5
		非常勤職員報酬	(5)
12 委 託 料	1,128	1 財政管理費	1,128
		その他委託料	(1,128)
		財務会計システム改修委託料	(1,128)
10 需 用 費	851	1 庁舎維持管理費	851
		電気料	(851)
1 報 酬	9	1 メディア交流館運営費	86
		指定管理委託料	(86)
12 委 託 料	566	2 小袋工芸館運営費	250

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	9	文化振興費	96,379	3,117	99,496		3,117
	11	交通安全推進費	17,039	89	17,128		89
	13	男女共同参画推進費	15,388	△9	15,379		△9

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		指定管理委託料 (250)
		3 みどり蒼生館運営費 230
		指定管理委託料 (230)
		4 定住情報発信事業費 6
		非常勤職員報酬 (6)
		5 空家バンク事業費 3
		非常勤職員報酬 (3)
12 委 託 料	3,117	1 荒尾総合文化センター管理費 3,117 指定管理委託料 (3,117)
3 職員手当等	74	1 交通安全対策費（人件費） 89
		勤勉手当 (74)
4 共 済 費	15	共済組合負担金 (15)
2 給 料	36	1 男女共同参画推進室人件費 △9
		一般職給 (36)
3 職員手当等	77	期末手当 (8)
		勤勉手当 (69)
4 共 済 費	△122	共済組合負担金 (△122)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	284,882	△868	284,014		△868
1	税務総務費	197,347	△3,137	194,210		△3,137
2	賦課徴収費	87,535	2,269	89,804		2,269

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	35	1 税務総務費（税務課会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬	23 (23)
2 給料	△2,904	2 産休・育休代替職員任用（収納課） 非常勤職員報酬	12 (12)
3 職員手当等	368	3 税務総務費（税務課人件費） 一般職給	△1,786 (△1,443)
4 共済費	△636	住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	(△35) (△55) (△6) (△60) (328) (△515)
		4 税務総務費（収納課人件費） 一般職給 扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 共済組合負担金	△1,386 (△1,461) (△10) (112) (△9) (△53) (171) (△15) (△121)
22 償還金、利 子及び割引 料	2,269	1 賦課事務費 返還金	2,269 (2,269)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	233,558	△4,453	229,105		△4,453
1	戸籍住民基本台帳費	233,558	△4,453	229,105		△4,453

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,424	1 市民サービスセンター（人件費）	△2,572
3 職員手当等	△313	一般職給	(△2,166)
4 共 済 費	△716	住居手当	(86)
		通勤手当	(△34)
		期末手当	(△81)
		勤勉手当	(△54)
		共済組合負担金	(△323)
		2 戸籍住民基本台帳費（人件費）	△1,881
		一般職給	(△1,258)
		扶養手当	(△270)
		住居手当	(△98)
		通勤手当	(△10)
		時間外手当	(219)
		期末手当	(△71)
		共済組合負担金	(△393)

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選挙費	55,610	121	55,731	13	108
	1 選挙管理委員会費	23,204	108	23,312		108
	6 熊本県議会議員選挙費	5,614	13	5,627	県支出金 13	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	7	1 選挙管理委員会費（人件費）	108
3 職員手当等	107	一般職給	(7)
4 共済費	△6	期末手当	(1)
		勤勉手当	(106)
		共済組合負担金	(△6)
1 報酬	13	1 熊本県議会議員選挙費	13
		非常勤職員報酬	(13)

(款) 2 総務費
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	13,913	118	14,031		118
1	統計調査総務費	12,124	118	12,242		118

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	35	1 統計調査総務費 (人件費)	118
		一般職給	(35)
3 職員手当等	69	期末手当	(7)
		勤勉手当	(62)
4 共 済 費	14	共済組合負担金	(14)

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	26,189	170	26,359		170
	1 監査委員費	26,189	170	26,359		170

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	9	1 監査委員費（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬	9 (9)
3 職員手当等	100	2 監査委員費（人件費） 勤勉手当	161 (100)
4 共 済 費	61	共済組合負担金	(61)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	1	社会福祉費	6,161,530	51,193	6,212,723	22	51,171
	1	社会福祉総務費	2,402,506	9,195	2,411,701		9,195
	6	人権啓発推進費	26,185	82	26,267		82
	7	人権啓発センター費	13,604	68	13,672		68

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	75	1 社会福祉総務費（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬 23 (23)
2 給 料	81	2 国民健康保険特別会計繰出金 $\Delta 2,449$ 特別会計繰出金 $(\Delta 2,449)$
3 職員手当等	504	国民健康保険特別会計繰出金 $(\Delta 2,449)$
4 共 済 費	364	3 介護保険特別会計繰出金 811 特別会計繰出金 (811)
12 委 託 料	785	介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金 (811)
18 負担金、補助及び交付金	4,200	4 総合福祉センター運営費 280 指定管理委託料 (280)
22 償還金、利子及び割引料	4,824	5 ふれあい福祉センター運営費 505 指定管理委託料 (505)
27 繰 出 金	$\Delta 1,638$	6 新型コロナウイルス感染症傷病給付金事業費補助金 4,200 (4,200)
		新型コロナウイルス感染症傷病給付金 $(4,200)$
		7 住居確保給付金事業費返還金 4,824 (4,824)
		8 生活困窮者自立相談支援事業費（任意事業分）52 非常勤職員報酬 (52)
		9 社会福祉総務費（保険介護課人件費）158 勤勉手当 (42)
		共済組合負担金 (116)
		10 社会福祉総務費（福祉課人件費）759 一般職給 (81)
		扶養手当 $(\Delta 17)$
		住居手当 $(\Delta 116)$
		期末手当 (42)
		勤勉手当 (487)
		児童手当 (40)
		共済組合負担金 (242)
		11 避難行動要支援者個別支援計画策定事業費（任期付職員人件費）32 勤勉手当 (26)
		共済組合負担金 (6)
2 給 料	35	1 人件費（人権啓発推進室）71 一般職給 (35)
3 職員手当等	57	期末手当 (7) 勤勉手当 (71)
4 共 済 費	$\Delta 10$	共済組合負担金 $(\Delta 42)$
		2 人件費（人権啓発推進室）（任期付職員人件費）11 扶養手当 $(\Delta 39)$
		期末手当 $(\Delta 8)$
		勤勉手当 (26)
		共済組合負担金 (32)
3 職員手当等	34	1 人権啓発センター運営管理費（人件費）68 勤勉手当 (34)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
8	国民年金費	12,433	△361	12,072		△361
12	婦人保護事業費	3,379	2	3,381		2
13	障害者自立支援給付費	1,979,604	41,824	2,021,428		41,824
15	障害者地域生活支援事業費	52,173	31	52,204	国庫支出金 15 県支出金 7	9
16	後期高齢者医療費	1,215,693	352	1,216,045		352

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
4 共 済 費		34	共済組合負担金	(34)
2 給 料		△139	1 国民年金費 (人件費)	△361
			一般職給	(△139)
3 職員手当等		△187	扶養手当	(△150)
			通勤手当	(11)
4 共 済 費		△35	期末手当	(△75)
			勤勉手当	(27)
			共済組合負担金	(△35)
1 報 酬		2	1 婦人相談員設置事業費	2
			非常勤職員報酬	(2)
22 償還金、利 子及び割引 料		41,824	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	11,685
			返還金	(11,685)
			2 自立支援医療費支給事業費	14,678
			返還金	(14,678)
			3 療養介護医療費支給事業費	15,461
			返還金	(15,461)
3 職員手当等		26	1 巡回相談支援事業費 (給与費) (幼児支援分)	31
			勤勉手当	(26)
4 共 済 費		5	共済組合負担金	(5)
27 繰 出 金		352	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	352
			特別会計繰出金	(352)
			後期高齢者医療特別会計繰出金	(352)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,298,747	73,864	4,372,611	2,190	71,674
1	児童福祉総務費	1,196,050	38,799	1,234,849	県支出金 1,415	37,384
2	児童措置費	2,918,594	31,606	2,950,200		31,606
3	母子福祉費	43,086	838	43,924	その他 775	63
5	清里保育園費	118,902	465	119,367		465

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	29	1 乳児家庭全戸訪問事業費 12 非常勤職員報酬 (12)
2 給 料	142	2 放課後児童健全育成事業費 2,973 返還金 (2,973)
3 職員手当等	549	3 特別保育事業費 8,158 返還金 (8,158)
4 共 済 費	508	4 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (その他世帯) 16,465 返還金 (16,465)
18 負担金、補助及び交付金	2,830	5 病児・病後児保育事業費 2,786 返還金 (2,786)
22 償還金、利子及び割引料	34,741	6 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費 (ひとり親世帯) 4,359 返還金 (4,359)
		7 児童福祉総務費 (会計年度任用職員任用) 12 非常勤職員報酬 (12)
		8 利用者支援事業費 5 非常勤職員報酬 (5)
		9 新型コロナウイルス感染症対策事業費 2,830 交付金 (2,830) 私立保育所等物価高騰対策支援金 (2,830)
		10 児童福祉総務費 (人件費) 891 一般職給 (128) 期末手当 (28) 勤勉手当 (412) 共済組合負担金 (323)
		11 児童福祉総務費 (すこやか未来課人件費) 202 一般職給 (△22) 勤勉手当 (73) 共済組合負担金 (151)
		12 児童手当費 (人件費) 106 一般職給 (36) 期末手当 (8) 勤勉手当 (28) 共済組合負担金 (34)
22 償還金、利子及び割引料	31,606	1 特定教育・保育施設型給付費 31,606 返還金 (31,606)
7 報 償 費	775	1 ひとり親家庭等支援事業費 838 記念品賞品 (775)
11 役 務 費	63	郵便料 (63)
1 報 酬	23	1 保育士確保対策事業費 10 非常勤職員報酬 (10)
2 給 料	108	2 一時預かり事業費 (一般型) 13

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	7	児童センター費	11,274	24	11,298		24
	8	子育てのための施設等利用給付費	3,885	2,132	6,017		2,132

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
3 職員手当等	296	非常勤職員報酬	(13)	
4 共 済 費	38	3 清里保育園費 (人件費)	351	
		一般職給	(108)	
		期末手当	(22)	
		勤勉手当	(178)	
		共済組合負担金	(117)	
		健康労働保険料	(△74)	
		4 清里保育園費 (人件費) (任期付職員)	91	
		勤勉手当	(96)	
		共済組合負担金	(△5)	
1 報 酬	24	1 児童センター運営費	24	
		非常勤職員報酬	(24)	
22 償還金、利 子及び割引 料	2,132	1 子育てのための施設等利用事業費 返還金	2,132 (2,132)	

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,628,321	45,419	1,673,740	1,320	44,099
1	生活保護総務費	97,513	2,392	99,905	国庫支出金 1,320	1,072
2	扶助費	1,530,808	43,027	1,573,835		43,027

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	23	1 生活保護適正実施推進事業費 非常勤職員報酬 375 (9)
2 給 料	243	返還金 (366)
3 職員手当等	△20	2 被保護者就労支援事業費 5 非常勤職員報酬 (5)
4 共 済 費	460	3 被保護者就労準備支援事業費 4 非常勤職員報酬 (4)
12 委 託 料	1,320	4 医療レセプトシステム改修事業費 1,320 その他委託料 (1,320) 生活保護医療システム改修委託料 (1,320)
22 償還金、利 子及び割引 料	366	5 被保護者健康管理支援事業費 5 非常勤職員報酬 (5) 6 生活保護総務費（人件費） 683 一般職給 (243) 扶養手当 (△200) 住居手当 (△3) 通勤手当 (△66) 期末手当 (△1) 勤勉手当 (410) 児童手当 (△160) 共済組合負担金 (460)
22 償還金、利 子及び割引 料	43,027	1 生活保護費 43,027 返還金 (43,027)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		3,120,007	321,842	3,441,849	104	321,738
1	保健衛生費	1,182,701	293,091	1,475,792	26	293,065
1	保健衛生総務費	145,694	△1,680	144,014		△1,680
3	予防費	632,374	293,832	926,206	国庫支出金 21 県支出金 5	293,806
5	公害対策費	258,234	755	258,989		755

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	582	1 保健総務費	2	
		非常勤職員報酬	(2)	
2 給料	△2,144	2 保健総務費（産休・育休代替職員任用）	682	
		非常勤職員報酬	(568)	
3 職員手当等	153	共済組合負担金	(46)	
		健康労働保険料	(55)	
4 共済費	△284	費用弁償	(13)	
		3 衛生総務費（会計年度任用職員任用）	12	
8 旅費	13	非常勤職員報酬	(12)	
		4 衛生総務費（人件費）	14	
		通勤手当	(△2)	
		勤勉手当	(13)	
		共済組合負担金	(3)	
		5 保健総務費（人件費）	△2,416	
		一般職給	(△2,144)	
		扶養手当	(△56)	
		住居手当	(223)	
		通勤手当	(△34)	
		期末手当	(△80)	
		勤勉手当	(87)	
		児童手当	(△20)	
		共済組合負担金	(△392)	
		6 保健総務費（すこやか未来課任期付職員人件費）	26	
		勤勉手当	(22)	
		共済組合負担金	(4)	
1 報酬	25	1 乳幼児健診委託事業費	25	
		非常勤職員報酬	(25)	
3 職員手当等	58	2 子育て世代包括支援センター事業費（すこやか未来課任期付職員人件費）	32	
		勤勉手当	(26)	
4 共済費	21	共済組合負担金	(6)	
22 償還金、利子及び割引料	293,728	3 新型コロナウイルスワクチン接種事業費返還金	293,728	
			(293,728)	
		4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（人件費）	△6	
		扶養手当	(△39)	
		期末手当	(△8)	
		勤勉手当	(35)	
		共済組合負担金	(6)	
		5 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（任期付職員人件費）	53	
		勤勉手当	(44)	
		共済組合負担金	(9)	
2 給料	48	1 公害対策費（人件費）	755	
		一般職給	(48)	
3 職員手当等	170	期末手当	(9)	
		勤勉手当	(161)	

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	火葬場費	39,704	184	39,888		184

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	537	共済組合負担金	(537)
10 需 用 費	184	1 火葬場費 電気料	184 (184)

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,225,176	28,751	1,253,927	78	28,673
1	清掃総務費	67,506	△818	66,688		△818
2	塵芥処理費	880,717	28,615	909,332	その他 78	28,537
3	し尿処理費	276,953	954	277,907		954

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△983	1 清掃総務費（人件費）	△818
3 職員手当等	38	一般職給	(△983)
4 共済費	127	扶養手当	(△40)
		通勤手当	(△105)
		期末手当	(△58)
		勤勉手当	(241)
		共済組合負担金	(127)
2 給料	11	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	28,243
3 職員手当等	185	各種負担金	(28,243)
4 共済費	176	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(28,243)
18 負担金、補助及び交付金	28,243	2 RDFセンター費（人件費）	78
		一般職給	(11)
		期末手当	(3)
		勤勉手当	(31)
		共済組合負担金	(33)
		3 塵芥処理費（人件費）	294
		勤勉手当	(151)
		共済組合負担金	(143)
1 報酬	501	1 し尿処理費（会計年度任用職員任用）	581
2 給料	△1,021	非常勤職員報酬	(491)
3 職員手当等	△388	共済組合負担金	(27)
4 共済費	1	健康労働保険料	(43)
8 旅費	13	労災保険料	(7)
10 需用費	1,848	費用弁償	(13)
		2 松ヶ浦環境センター運営費	1,858
		非常勤職員報酬	(10)
		電気料	(1,848)
		3 し尿処理費（人件費）	△1,485
		一般職給	(△1,021)
		通勤手当	(△12)
		期末手当	(△194)
		勤勉手当	(△182)
		共済組合負担金	(△76)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	218	1 働く女性の家管理費 指定管理委託料	218 (218)
14 工事請負費	5,427	2 働く女性の家施設改修費 工事請負費	5,427 (5,427)

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

6	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		644,440	1,390	645,830	654	736
1	農業費	528,375	1,154	529,529	654	500
	1 農業委員会費	52,009	△80	51,929	県支出金 35	△115
	2 農業総務費	56,448	351	56,799		351
	3 農業振興費	248,769	619	249,388	県支出金 619	
	7 耕地費	164,220	264	164,484		264

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	35	1 機構集積支援事業費	35
		非常勤職員報酬	(35)
2 給料	△297	2 農業委員会費 (人件費)	△115
		一般職給	(△297)
3 職員手当等	70	扶養手当	(13)
		住居手当	(△46)
4 共済費	112	通勤手当	(△44)
		期末手当	(6)
		勤勉手当	(141)
		共済組合負担金	(112)
2 給料	57	1 農業総務費 (農林水産課人件費)	318
		一般職給	(57)
3 職員手当等	207	扶養手当	(△72)
		期末手当	(△7)
4 共済費	87	勤勉手当	(258)
		共済組合負担金	(82)
		2 農業総務費 (農林水産課任期付職員人件費)	33
		勤勉手当	(28)
		共済組合負担金	(5)
18 負担金、補助及び交付金	619	1 機構集積協力金交付事業費	278
		補助金	(278)
		地域集積協力金	(66)
		経営転換協力金	(212)
		2 果樹経営支援事業費	341
		補助金	(341)
		次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金	(341)
1 報酬	7	1 県営土地改良総合整備事業費	7
		非常勤職員報酬	(7)
2 給料	108	2 耕地費 (人件費)	257
		一般職給	(108)
3 職員手当等	73	通勤手当	(△27)
		期末手当	(22)
4 共済費	76	勤勉手当	(78)
		共済組合負担金	(76)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	22,952	236	23,188		236
1	水産業総務費	7,536	236	7,772		236

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	56	1 水産業総務費（人件費）	236
		一般職給	(56)
3 職員手当等	144	扶養手当	(△7)
		住居手当	(112)
4 共 済 費	36	勤勉手当	(39)
		共済組合負担金	(36)

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 商工費	633,969	6,570	640,539		6,570
1 商工費	633,969	6,570	640,539		6,570
1 商工総務費	108,465	△955	107,510		△955
4 観光費	242,742	216	242,958		216
7 企業誘致促進費	25,608	7,299	32,907		7,299
8 消費者行政費	6,327	10	6,337		10

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△417	1 産業振興課人件費	△955
		扶養手当	(△99)
4 共 済 費	△538	地域手当	(6)
		住居手当	(△25)
		通勤手当	(△179)
		期末手当	(△317)
		勤勉手当	(227)
		児童手当	(△30)
		共済組合負担金	(△533)
		健康労働保険料	(△5)
12 委 託 料	216	1 万田坑・炭鉱館管理費	216
		指定管理委託料	(216)
16 公有財産購入費	7,299	1 工業団地土地賃貸事業費	7,299
		用地取得費	(7,299)
1 報 酬	10	1 地方消費者行政活性化事業費	10
		非常勤職員報酬	(10)

(款) 8 土木費
 (項) 1 土木管理費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,051,811	36,861	2,088,672	31,275	5,586
1	土木管理費	69,020	756	69,776		756
	1 土木総務費	69,020	756	69,776		756

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	91	1 土木総務費（土木課人件費）	157
		勤勉手当	(131)
3 職員手当等	350	共済組合負担金	(26)
		2 土木総務費（建築住宅課人件費）	599
4 共 済 費	315	一般職給	(91)
		期末手当	(19)
		勤勉手当	(200)
		共済組合負担金	(289)

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	道路橋梁費	580,098	568	580,666	△3,100	3,668
	2	道路維持費	231,836	353	232,189		353
	3	道路新設改良費	320,044	215	320,259	地方債 △3,100	3,315

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	12	1 道路維持費（会計年度任用職員任用）	12	
		非常勤職員報酬	(12)	
2 給料	89	2 道路維持費（人件費）	341	
		一般職給	(89)	
3 職員手当等	173	通勤手当	(△14)	
		期末手当	(18)	
4 共済費	79	勤勉手当	(169)	
		共済組合負担金	(79)	
2 給料	69	1 道路新設改良事業費（人件費）	215	
		一般職給	(69)	
3 職員手当等	57	住居手当	(△115)	
		期末手当	(14)	
4 共済費	89	勤勉手当	(168)	
		児童手当	(△10)	
		共済組合負担金	(89)	

(款) 8 土木費
(項) 4 港湾費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	港 湾 費	151,592	35,000	186,592	34,600	400
	2 港湾建設費	150,000	35,000	185,000	国庫支出金 15,000 地方債 19,600	400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅 費	36	1 海岸メンテナンス事業費（荒尾港海岸堤防） 普通旅費
10 需用費	3,627	消耗品費
11 役務費	407	燃料費
13 使用料及び 賃借料	680	手数料
14 工事請負費	30,000	使用料
17 備品購入費	250	借上料
		工事請負費
		備品購入費
		35,000
		(36)
		(2,931)
		(696)
		(407)
		(187)
		(493)
		(30,000)
		(250)

(款) 8 土木費
 (項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	804,119	750	804,869		750
1	都市計画総務費	451,078	365	451,443		365
2	土地区画整理費	249,220	385	249,605		385

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	32	1 都市計画総務費（人件費） 365 一般職給 (32)
3 職員手当等	185	期末手当 (7) 勤勉手当 (178)
4 共 済 費	148	共済組合負担金 (148)
27 繰 出 金	385	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 385 特別会計繰出金 (385) 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金 (385)

(款) 8 土木費
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	436,739	△213	436,526	△225	12
	1 住宅管理費	432,464	△213	432,251	その他 △225	12

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	12	1 住宅総務費（産休・育休代替職員任用） 非常勤職員報酬	12 (12)
2 給料	△79	2 住宅総務費（人件費） 一般職給	△225 (△79)
3 職員手当等	△90	住居手当	(△10)
4 共済費	△56	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	(6) (△86) (△56)

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 消防費	755,098	3,850	758,948		3,850
1 消防費	755,098	3,850	758,948		3,850
2 非常備消防費	77,405	193	77,598		193
3 消防施設費	61,681	1,715	63,396		1,715
5 災害対策費	54,982	1,942	56,924		1,942

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	29	1 消防団員費（人件費）	193
		一般職給	(29)
3 職員手当等	79	期末手当	(6)
		勤勉手当	(73)
4 共 済 費	85	共済組合負担金	(85)
18 負担金、補助及び交付金	1,715	1 消防施設管理費	1,715
		各種負担金	(1,715)
		市水消火栓維持補修負担金	(1,715)
2 給 料	1,742	1 災害対策費（人件費）	1,876
		一般職給	(1,742)
3 職員手当等	172	期末手当	(13)
		勤勉手当	(99)
4 共 済 費	28	共済組合負担金	(22)
		2 災害対策費（任期付職員人件費）	38
		勤勉手当	(32)
		共済組合負担金	(6)
		3 災害対策費（災害対応分）	28
		時間外手当	(28)

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,171,902	22,219	2,194,121		22,219
1	教育総務費	202,096	1,330	203,426		1,330
2	事務局費	197,431	1,330	198,761		1,330

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	474	1 事務局費（会計年度任用職員任用）	12	
		非常勤職員報酬	(12)	
2 給料	95	2 教育振興課管理費（産休・育休代替職員任用）	569	
		非常勤職員報酬	(462)	
3 職員手当等	644	共済組合負担金	(33)	
		健康労働保険料	(52)	
4 共済費	95	費用弁償	(22)	
8 旅費	22	3 教育振興課管理費（人件費）	375	
		一般職給	(95)	
		扶養手当	(△6)	
		通勤手当	(△6)	
		期末手当	(13)	
		勤勉手当	(229)	
		児童手当	(120)	
		共済組合負担金	(△70)	
		4 教育長人件費	41	
		期末手当	(34)	
		共済組合負担金	(7)	
		5 学校教育課管理費（人件費）	302	
		勤勉手当	(134)	
		児童手当	(100)	
		共済組合負担金	(68)	
		6 学校教育課管理費（任期付職員人件費）	31	
		勤勉手当	(26)	
		共済組合負担金	(5)	

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	490,274	8,302	498,576		8,302
1	小学校管理費	255,073	5,949	261,022		5,949
2	教育振興費	235,201	2,353	237,554		2,353

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	5,949	1 小学校維持管理費（新型コロナウイルス対応） 燃料費 電気料
		5,949 (4,640) (1,309)
1 報 酬	2,300	1 小学校特別支援教育支援員事業費 非常勤職員報酬
3 職員手当等	22	2 スクールソーシャルワーカー運営事業費（任期付職員人件費） 勤勉手当
4 共 済 費	31	共済組合負担金
		2,300 (2,300) 53 (22) (31)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	288,594	4,142	292,736		4,142
	1 中学校管理費	139,205	3,024	142,229		3,024
	2 教育振興費	149,389	1,118	150,507		1,118

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	3,024	1 中学校維持管理費（新型コロナウイルス対応） 燃料費 電気料	3,024 (2,348) (676)
1 報酬	1,118	1 中学校振興費 非常勤職員報酬 2 中学校特別支援教育支援員事業費 非常勤職員報酬	28 (28) 1,090 (1,090)

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	520,253	7,035	527,288		7,035
1	社会教育総務費	349,572	612	350,184		612
2	公民館費	21,116	1,339	22,455		1,339
3	図書館費	117,954	4,965	122,919		4,965
4	少年指導センター費	12,721	75	12,796		75
5	人権同和教育費	6,956	7	6,963		7
9	宮崎兄弟の生家施設管理費	11,934	37	11,971		37

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	55	1 社会教育振興費 (人件費)	456
		一般職給	(29)
3 職員手当等	295	期末手当	(16)
		勤勉手当	(170)
4 共 済 費	262	共済組合負担金	(241)
		2 文化振興総務費 (人件費)	156
		一般職給	(26)
		住居手当	(3)
		期末手当	(5)
		勤勉手当	(101)
		共済組合負担金	(21)
10 需 用 費	935	1 中央公民館管理費	404
		指定管理委託料	(404)
12 委 託 料	404	2 中央公民館施設改修費	935
		修繕費	(935)
12 委 託 料	4,965	1 図書館管理費	4,965
		指定管理委託料	(4,965)
1 報 酬	7	1 青少年防犯パトロール強化事業費	7
		非常勤職員報酬	(7)
3 職員手当等	13	2 少年指導センター費 (人件費)	68
		勤勉手当	(13)
4 共 済 費	55	共済組合負担金	(55)
1 報 酬	7	1 人権同和教育事業費	7
		非常勤職員報酬	(7)
1 報 酬	37	1 宮崎兄弟の生家施設管理費	28
		非常勤職員報酬	(28)
		2 宮崎兄弟の生家おもてなし向上事業費	9
		非常勤職員報酬	(9)

(款) 10 教育費
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	670,685	1,410	672,095		1,410
1	保健体育総務費	39,540	200	39,740		200
2	体育施設費	103,370	966	104,336		966
3	学校給食費	527,775	244	528,019		244

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	7	1 あらお子どもスポーツ教室事業費 非常勤職員報酬	7 (7)
2 給 料	46	2 保健体育総務費 (人件費) 一般職給	193 (46)
3 職員手当等	105	期末手当	(9)
4 共 済 費	42	勤勉手当 共済組合負担金	(96) (42)
12 委 託 料	966	1 運動公園管理費 指定管理委託料	966 (966)
2 給 料	△16	1 給食センター管理費 (人件費) 一般職給	244 (△16)
3 職員手当等	190	勤勉手当	(190)
4 共 済 費	70	共済組合負担金	(70)

(款) 12 公債費
(項) 1 公債費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
12	公債費	1,647,817	0	1,647,817	225	△225
	1 公債費	1,647,817	0	1,647,817	225	△225
	1 元 金	1,551,208	0	1,551,208	その他 225	△225

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	5,846	51	24,665	3,252	27,917	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	26,664	136,811	
	その他	1,397	78,023	7,080	2,206	3,361	90,670	5,014	95,684	
	計	1,417	162,011	25,848	34,211	3,412	225,482	34,930	260,412	
補正額	長 等				90		90	6	96	
	議 員				403		403		403	
	その他			29	6	73	108	85	193	
	計			29	499	73	601	91	692	
計	長 等	2		18,768	5,936	51	24,755	3,258	28,013	
	議 員	18	83,988		26,562		110,550	26,664	137,214	
	その他	1,397	78,023	7,109	2,212	3,434	90,778	5,099	95,877	
	計	1,417	162,011	25,877	34,710	3,485	226,083	35,021	261,104	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 (299)	382,213	1,241,777	843,567	2,467,557	475,672	2,943,229	
補正額	(2)	5,478	△ 11,213	6,269	534	1,688	2,222	
計	349 (301)	387,691	1,230,564	849,836	2,468,091	477,360	2,945,451	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	40,148	1,537	25,391	19,083	684	2,092	98,702	174
	補正額	△ 856	12	△ 226	△ 598		△ 6	247	
	計	39,292	1,549	25,165	18,485	684	2,086	98,949	174
職員手当の内訳	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,534	236	17,922	336,484	205,905	24,675	69,000	
	補正額				△ 772	8,283	185		
	計	1,534	236	17,922	335,712	214,188	24,860	69,000	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,363,452	8,180,712	(1,234,000) 810,700	16,500	(1,234,000) 827,200
(1) 土木	2,583,458	2,860,318	(142,000) 240,300	16,500	(142,000) 256,800
(2) 教育	2,092,325	2,759,000	(1,031,000) 246,800		(1,031,000) 246,800
(3) 公営住宅	941,256	920,938	96,600		96,600
(4) 社会及び労働	300	300	47,900		47,900
(5) 保健衛生	621,960	594,088			
(6) その他	1,124,153	1,046,068	(61,000) 179,100		(61,000) 179,100
2. 災害復旧費	80,554	88,003			
(1) 土木	76,003	79,328			
(2) 農林水産	3,351	7,500			
(3) その他	1,200	1,175			
3. 減税補填債	59,828	41,689			
4. 臨時財政対策債	8,034,495	7,784,126	400,000	△ 210,673	189,327
5. 減収補填債	53,800	53,800			
合 計	15,592,129	16,148,330	(1,234,000) 1,210,700	△ 194,173	(1,234,000) 1,016,527

(注) ()書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(1,234,000)		(1,234,000)
773,397		773,397	8,218,015	16,500	8,234,515
			(142,000)		(142,000)
177,986		177,986	2,922,632	16,500	2,939,132
			(1,031,000)		(1,031,000)
206,083		206,083	2,799,717		2,799,717
122,033		122,033	895,505		895,505
375		375	47,825		47,825
40,277		40,277	553,811		553,811
			(61,000)		(61,000)
226,643		226,643	998,525		998,525
4,738		4,738	83,265		83,265
400		400	78,928		78,928
4,238		4,238	3,262		3,262
100		100	1,075		1,075
14,735		14,735	26,954		26,954
758,338		758,338	7,425,788	△ 210,673	7,215,115
			53,800		53,800
			(1,234,000)		(1,234,000)
1,551,208		1,551,208	15,807,822	△ 194,173	15,613,649

令和 4 年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第 3 号）

令和 4 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 3 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 4 3 6, 9 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		692,849	△2,449	690,400
	1 他会計繰入金	624,339	△2,449	621,890
7 繰越金		1,663	4,980	6,643
	1 繰越金	1,663	4,980	6,643
歳入合計		7,434,415	2,531	7,436,946

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		111,122	△2,449	108,673
	1 総務管理費	96,132	△2,449	93,683
9 諸支出金		5,845	4,980	10,825
	1 償還金及び還付加算金	5,845	4,980	10,825
歳 出	合 計	7,434,415	2,531	7,436,946

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限度額（千円）
レセプト点検委託料	令和5年度	2,963
柔道整復調査委託料	令和5年度	582

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
6	繰入金	692,849	△2,449	690,400
1	他会計繰入金	624,339	△2,449	621,890
1	一般会計繰入金	624,339	△2,449	621,890
7	繰越金	1,663	4,980	6,643
1	繰越金	1,663	4,980	6,643
2	その他の繰越金	1,663	4,980	6,643

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	△2,449	1 事務費繰入金
1 その他の繰越金	4,980	1 その他の繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			総 務 費	111,122	△2,449	108,673		△2,449
	1		総務管理費	96,132	△2,449	93,683		△2,449
		1	一般管理費	94,104	△2,449	91,655		△2,449

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△1,574	1 国保会計・人件費	△2,449
		一般職給	(△1,574)
3 職員手当等	△587	扶養手当	(△32)
		通勤手当	(△21)
4 共 済 費	△288	期末手当	(△434)
		勤勉手当	(△100)
		共済組合負担金	(△288)

(款) 9 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

9	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		5,845	4,980	10,825		4,980
1	償還金及び 還付加算金	5,845	4,980	10,825		4,980
3	償還金	1,672	4,980	6,652		4,980

(国民健康保険特別会計)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	12 (7)	15,265	34,928	22,581	72,774	14,236	87,010	
補正額	△ 1 ()		△ 1,574	△ 587	△ 2,161	△ 288	△ 2,449	
計	11 (7)	15,265	33,354	21,994	70,613	13,948	84,561	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	657			540		150	4,913	
	補正額	△ 32			△ 21				
	計	625			519		150	4,913	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				10,706	5,615			
	補正額				△ 434	△ 100			
	計				10,272	5,515			

令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正
予算（第3号）

令和4年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,227,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,007,604	92	1,007,696
	1 介護保険料	1,007,604	92	1,007,696
4 国庫支出金		1,519,224	159	1,519,383
	2 国庫補助金	462,647	159	462,806
6 県支出金		842,617	80	842,697
	3 県補助金	42,863	80	42,943
9 繰入金		1,147,443	811	1,148,254
	1 一般会計繰入金	964,069	811	964,880
歳入合計		6,192,522	1,142	6,193,664

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		177,693	1,118	178,811
	1 総務管理費	118,038	1,093	119,131
	3 介護認定審査会費	56,069	25	56,094
5 地域支援事業費		225,958	24	225,982
	2 包括的支援事業・ 任意事業費	94,043	24	94,067
歳 出	合 計	6,192,522	1,142	6,193,664

2 歳 入

(款) 1 保 険 料
(項) 1 介 護 保 険 料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 料	1,007,604	92	1,007,696
1	1 介 護 保 険 料	1,007,604	92	1,007,696
	1 1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,007,604	92	1,007,696
4	国 庫 支 出 金	1,519,224	159	1,519,383
	2 国 庫 補 助 金	462,647	159	462,806
	10 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (総 合 以 外)	53,965	159	54,124
6	県 支 出 金	842,617	80	842,697
	3 県 補 助 金	42,863	80	42,943
	6 地 域 支 援 事 業 交 付 金 (総 合 以 外)	26,982	80	27,062
9	繰 入 金	1,147,443	811	1,148,254
	1 一 般 会 計 繰 入 金	964,069	811	964,880
	2 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	117,240	731	117,971
	7 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 (総 合 以 外)	26,982	80	27,062

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分特別徴収保険料	92	1 現年度分特別徴収保険料	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	159	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	80	1 現年度分地域支援事業交付金（総合以外）	
1 職員給与費等繰入金	706	1 職員給与費等繰入金	
2 事務費繰入金	25	1 事務費繰入金（現年度分）	
1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	80	1 現年度地域支援事業繰入金（総合以外）	

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	177,693	1,118	178,811	1,028	90
1 総務管理費	118,038	1,093	119,131	1,003	90
1 一般管理費	117,884	1,093	118,977	国庫補助金 149 県支出金 74 その他 780	90

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	12	1 介護保険特別会計（会計年度任用職員任用） 非常勤職員報酬	12 (12)
2 給料	289	2 介護保険特別会計（人件費） 一般職給	694 (221)
3 職員手当等	499	扶養手当	(183)
		住居手当	(△203)
4 共済費	293	通勤手当	(△64)
		期末手当	(98)
		勤勉手当	(254)
		共済組合負担金	(205)
		3 地域包括支援センター（人件費）	387
		一般職給	(68)
		期末手当	(14)
		勤勉手当	(217)
		共済組合負担金	(88)

(款) 1 総務費
 (項) 3 介護認定審査会費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	介護認定審査会費	56,069	25	56,094	25	
	2 認定調査等費	42,321	25	42,346	その他 25	

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	25	1 認定調査等費 非常勤職員報酬	25 (25)

(款) 5 地域支援事業費
 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 地域支援事業費	225,958	24	225,982	22	2
2 包括的支援事業・任意事業費	94,043	24	94,067	22	2
2 総合相談事業費	5,184	12	5,196	国庫補助金 5 県支出金 3 その他 3	1
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	2,860	12	2,872	国庫補助金 5 県支出金 3 その他 3	1

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	12	1 総合相談事業 非常勤職員報酬	12 (12)
1 報酬	12	1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 非常勤職員報酬	12 (12)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	18 (27)	49,365	60,159	44,543	154,067	30,355	184,422	
補正額	()	61	289	499	849	293	1,142	
計	18 (27)	49,426	60,448	45,042	154,916	30,648	185,564	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	3,036		1,703	730			3,598	
	補正額	183		△ 203	△ 64				
	計	3,219		1,500	666			3,598	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				23,362	9,814	2,300		
	補正額				112	471			
	計				23,474	10,285	2,300		

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第3号）

令和4年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ923,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		281,430	352	281,782
	1 一般会計繰入金	281,430	352	281,782
6 諸収入		37,242	6	37,248
	5 雑 入	11,723	6	11,729
歳 入 合 計		923,164	358	923,522

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		51,006	358	51,364
	1 総務管理費	48,893	358	49,251
歳 出 合 計		923,164	358	923,522

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	51,006	358	51,364
歳出合計	923,164	358	923,522

2 歳 入

(款) 4 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	281,430	352	281,782
1	一般会計繰入金	281,430	352	281,782
1	1 事務費繰入金	39,491	352	39,843
6	諸収入	37,242	6	37,248
5	雑収入	11,723	6	11,729
3	3 雑収入	11,722	6	11,728

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 事務費繰入金		352	1 事務費繰入金
1 雑入		6	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総務費	51,006	358	51,364	358	
	1		総務管理費	48,893	358	49,251	358	
		1	一般管理費	48,893	358	49,251	その他 358	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 報酬	23	1 一般管理費（会計年度任用職員任用）		23
		非常勤職員報酬		(23)
2 給料	33	2 一般管理費（後期会計・人件費）		335
		一般職給		(33)
3 職員手当等	181	期末手当		(7)
		勤勉手当		(174)
4 共済費	121	共済組合負担金		(121)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 (2)	3,598	18,959	11,015	33,572	6,823	40,395	
補正額	()	23	33	181	237	121	358	
計	5 (2)	3,621	18,992	11,196	33,809	6,944	40,753	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	474			409	360		1,431	
	補正額								
	計	474			409	360		1,431	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				4,899	3,202	240		
	補正額				7	174			
	計				4,906	3,376	240		

令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和4年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,617,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		209,640	385	210,025
	1 他会計繰入金	209,640	385	210,025
歳入	合計	1,617,464	385	1,617,849

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		78,456	385	78,841
	1 総務管理費	78,456	385	78,841
歳 出	合 計	1,617,464	385	1,617,849

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	138,100
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（街路）	105,400
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（単独費）	48,700
2 事業費	1 南新地事業費	土地区画整理事業費（保留地処分費）	720,504

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
南新地土地地区画整理事業事業推進支援等業務委託料	令和5年度 ～ 令和7年度	201,190

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	78,456	385	78,841
歳出合計	1,617,464	385	1,617,849

2 歳 入

(款) 5 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	209,640	385	210,025
1	他会計繰入金	209,640	385	210,025
1	一般会計繰入金	209,640	385	210,025

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	385	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			総 務 費	78,456	385	78,841		385
	1		総務管理費	78,456	385	78,841		385
		1	一般管理費	78,456	385	78,841		385

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	49	1 南新地特別会計・人件費 385 一般職給 (49)
3 職員手当等	109	扶養手当 (△59) 期末手当 (10)
4 共済費	227	勤勉手当 (158) 共済組合負担金 (227)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ()		16,936	10,353	27,289	5,364	32,653	
補正額	()		49	109	158	227	385	
計	5 ()		16,985	10,462	27,447	5,591	33,038	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	1,055		282	550			900	
	補正額	△ 59							
	計	996		282	550			900	
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額				3,775	2,831	960		
	補正額				10	158			
	計				3,785	2,989	960		

令和 4 年度 荒尾市 水道事業会計補正予算
(第 1 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度 荒尾市 水道事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度 荒尾市 水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条 に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	1,135,268 千円	1,715 千円	1,136,983 千円
第 1 項 営業収益	820,048 千円	1,715 千円	821,763 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,087,384 千円	21,215 千円	1,108,599 千円
第 1 項 営業費用	1,026,854 千円	21,215 千円	1,048,069 千円

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条 に定めた債務負担行為の変更は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
荒尾市水道事業貴重品 運搬警備業務委託	令和 5 年度	1,200 千円

令和 4 年 1 2 月 5 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和4年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			1,135,268	1,715	1,136,983	
	1 営業収益		820,048	1,715	821,763	
		3 その他営業収益	2,836	1,715	4,551	消火栓維持管理負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1,087,384	21,215	1,108,599	
	1 営業費用		1,026,854	21,215	1,048,069	
		1 原水及び浄水費	300,152	19,500	319,652	委託料
		2 配水及び給水費	89,056	1,715	90,771	委託料

令和4年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 35,402
減価償却費	441,722
固定資産除却費	3,250
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	20
引当金の増減額	463
長期前受金戻入額	△ 200,713
受取利息及び受取配当金	△ 12
支払利息	59,526
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 273
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	167
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 9,959
未払金の増減額 (△は減少)	545
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は増加)	0
小計	259,334
利息及び配当金の受取額	12
利息の支払額	△ 59,526
業務活動によるキャッシュ・フロー	199,820
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 768,230
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	20,000
一般会計からの繰入金による収入	148,718
負担金による収入	41,396
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 558,115
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	594,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 277,459
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	316,941
資金の増加額 (又は減少額)	△ 41,354
資金期首残高	1,110,481
資金期末残高	1,069,127

令和4年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		241,702	
ロ 建物	453,182		
減価償却累計額	<u>△ 163,375</u>	289,807	
ハ 構築物	12,959,015		
減価償却累計額	<u>△ 5,906,644</u>	7,052,371	
ニ 機械及び装置	2,237,879		
減価償却累計額	<u>△ 1,303,448</u>	934,431	
ホ 車両及び運搬具	15,430		
減価償却累計額	<u>0</u>	15,430	
ヘ 工具器具及び備品	68,503		
減価償却累計額	<u>△ 49,775</u>	18,728	
ト 建設仮勘定		<u>782,370</u>	
有形固定資産合計			9,334,839
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		81	
ロ ダム使用権		<u>1,582,896</u>	
無形固定資産合計			<u>1,582,977</u>
固定資産合計			10,917,816
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,069,127	
(2) 未収金	93,907		
未収金貸倒引当金	<u>△ 1,327</u>	92,580	
(3) 貯蔵品		3,541	
(4) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>1,165,248</u>
資産合計			<u><u>12,083,064</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		4,380,428	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	36,592		
ロ 修繕引当金	25,146	61,738	
固定負債合計			4,442,166
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		265,734	
(3) 未払金		380,644	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	3,915		
ハ 法定福利引当金	569	4,484	
(5) その他流動負債		1,054	
流動負債合計			651,916
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		6,193,945	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,262,775	
繰延収益合計			2,931,170
負債合計			<u>8,025,252</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		3,262,820	
資本金合計			3,262,820
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,622		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,790	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	449,557		
ロ 建設改良積立金	195,164		
ハ 当年度未処分利益剰余金	79,481		
利益剰余金合計		724,202	
剰余金合計			794,992
資本合計			<u>4,057,812</u>
負債資本合計			<u>12,083,064</u>

令和4年度荒尾市下水道事業会計補正予算
(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度荒尾市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費用	1,363,495千円	15,600千円	1,379,095千円
第1項 営業費用	1,249,984千円	15,600千円	1,265,584千円

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和4年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1	下水道事業費用		1,363,495	15,600	1,379,095		
	1	営業費用	1,249,984	15,600	1,265,584		
		1	管渠費	54,110	300	54,410	光熱水費
		3	処理場費	404,932	15,300	420,232	光熱水費 委託料

令和4年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	23,041
減価償却費	633,076
固定資産除却費	12,000
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	322
引当金の増減額	5,176
長期前受金戻入額	△ 295,892
受取利息及び受取配当金	△ 3
支払利息	93,460
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	16,164
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 32,753
未払金の増減額(△は減少)	△ 82,602
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	371,989
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 93,460
業務活動によるキャッシュ・フロー	278,532
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 683,648
有形固定資産の売却による収入	30,001
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	275,350
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	71,265
寄附金による収入	0
負担金による収入	13,675
国庫補助金等の返還による支出	△ 1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 294,357
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	448,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 515,029
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 66,729
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 82,554
資金期首残高	309,819
資金期末残高	227,265

令和4年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		405,937	
ロ 建物	796,826		
減価償却累計額	<u>△ 241,177</u>	555,649	
ハ 構築物	14,686,148		
減価償却累計額	<u>△ 4,044,695</u>	10,641,453	
ニ 機械及び装置	2,558,520		
減価償却累計額	<u>△ 1,187,944</u>	1,370,576	
ホ 車両及び運搬具	2,622		
減価償却累計額	<u>△ 980</u>	1,642	
ヘ 工具器具及び備品	7,062		
減価償却累計額	<u>△ 349</u>	6,713	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		955,445	
有形固定資産合計			13,937,415
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			13,939,087
2 流動資産			
(1) 現金預金			227,265
(2) 未収金	164,212		
未収金貸倒引当金	<u>△ 4,985</u>	159,227	
(3) 受取手形	0		
受取手形貸倒引当金	0		
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益	0		
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産			0
流動資産合計			<u>386,492</u>
資産合計			<u>14,325,579</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		5,788,576	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	78,148		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	78,148	
固定負債合計			5,866,724
4 流動負債			
(1) 企業債		505,556	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		159,208	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,561		
ハ 法定福利引当金	707		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	5,268	
(7) 預り金		92	
(8) その他流動負債		0	
流動負債合計			670,124
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		8,315,697	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,584,671	
繰延収益合計			5,731,026
負債合計			12,267,874

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	649,320		
ロ 組入資本金	1,013,697	1,663,017	
資本金合計			1,663,017
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,044		
ロ 国県補助金	155,940		
資本剰余金合計		198,984	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	50,000		
ロ 建設改良積立金	122,663		
ハ 当年度未処分利益剰余金	23,041		
利益剰余金合計		195,704	
剰余金合計			394,688
資本合計			2,057,705
負債資本合計			14,325,579

令和 4 年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度荒尾市病院事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 4 年度荒尾市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	7,206,012 千円	410,000 千円	7,616,012 千円
第 1 項 医業収益	6,329,891 千円	410,000 千円	6,739,891 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	7,162,537 千円	450,700 千円	7,613,237 千円
第 1 項 医業費用	7,022,470 千円	444,200 千円	7,466,670 千円
第 2 項 医業外費用	116,067 千円	6,500 千円	122,567 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	5,705,833 千円	71,500 千円	5,777,333 千円
第 1 項 企業債	5,622,430 千円	71,500 千円	5,693,930 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	5,927,005 千円	71,500 千円	5,998,505 千円
第 1 項 建設改良費	5,633,003 千円	71,500 千円	5,704,503 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為の追加は次のとおりとする。

事項	期間	限度額
検査機器等整備費	令和5年度	180,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「300,000千円」を「371,500千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条中「1,396,792千円」を「1,806,792千円」に改める。

令和4年12月5日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和4年度荒尾市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業収益			7,206,012	410,000	7,616,012		
	1 医業収益		6,329,891	410,000	6,739,891		
		1 入院収益		4,318,680	150,000	4,468,680	
		2 外来収益		1,651,914	260,000	1,911,914	

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 病院事業費用			7,162,537	450,700	7,613,237		
	1 医業費用		7,022,470	444,200	7,466,670		
		2 材料費		1,396,792	410,000	1,806,792	抗がん剤及び新型コロナウイルス感染症治療薬
		3 経費		1,099,698	34,200	1,133,898	燃料費、電気料及び委託料
	2 医業外費用			116,067	6,500	122,567	
		5 消費税		43,000	6,500	49,500	資本的支出の追加に伴う消費税

資本的収入及び支出

収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			5,705,833	71,500	5,777,333	
	1 企業債		5,622,430	71,500	5,693,930	
		1 企業債		5,622,430	71,500	5,693,930

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			5,927,005	71,500	5,998,505	
	1 建設改良費		5,633,003	71,500	5,704,503	
		4 器械備品購入費		310,000	71,500	381,500

令和4年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	2,775
減価償却費	302,150
資産減耗費	10,000
職員確保経費	9,400
貸倒引当金の増減額	26,749
退職給付引当金の増減額	30,000
賞与引当金の増減額	5,784
修繕引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 52,200
未収金の増減額	△ 44,825
未払金の増減額	165,111
貯蔵品の増減額	0
その他流動資産の増減額	0
その他流動負債の増減額	0
その他	0
資本費繰入収益	△ 6,560
他会計繰入金	0
受取利息及び配当金	△ 28
支払利息及び企業債取扱諸費	33,667
小計	482,023
利息及び配当金の受取額	28
利息の支払額	△ 33,667
計	448,384

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 5,704,503
有形固定資産の売却による収入	5,390
長期貸付金による支出	△ 35,400
長期貸付金返済による収入	1,452
長期前受金等収入	102,293
資本費繰入収益	6,560
計	△ 5,624,208

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	2,100,000
一時借入金の返済による支出	△ 2,100,000
企業債借入れによる収入	5,693,930
企業債償還による支出	△ 252,382
寄附金収入	0
他会計繰入金	0
他会計出資金	0
長期借入れによる収入	0
長期借入金返済による支出	0
計	5,441,548

当期資金増減額	265,724
期首資金残高	2,180,029
期末資金残高	2,445,753

令和4年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(令和5年 3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 94,647

ロ 建 物 3,961,044

減価償却累計額 △ 3,201,828 759,216

ハ 構 築 物 118,725

減価償却累計額 △ 112,495 6,230

ニ 器 械 備 品 3,420,459

減価償却累計額 △ 2,355,489 1,064,970

ホ 車 両 13,643

減価償却累計額 △ 6,742 6,901

ヘ 樹 木 2,235

ト 建設仮勘定 7,206,831

チ その他有形固定資産 0

減価償却累計額 0 0

有形固定資産合計 9,141,030

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権 72

ロ 電話加入権 2,037

無形固定資産合計 2,109

(3) 投 資

イ 投資有価証券 0

ロ 長期貸付金 257,398

投資合計 257,398

(4) 貸倒引当金 △ 117,450

(5) 長期前払消費税 3,465

固定資産合計 9,286,552

2 流動資産

(1) 現金預金	2,445,753	
(2) 未収金	1,499,291	
(3) 貸倒引当金	△ 300	
(4) 貯蔵品	32,003	
(5) その他流動資産	<u>0</u>	
流動資産合計		<u>3,976,747</u>
資産合計		<u>13,263,299</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設に要する企業債 7,656,628

ロ その他企業債 0

企業債合計 7,656,628

(2) 引当金 1,254,386

(3) 他会計借入金 0

固定負債合計 8,911,014

4 流動負債

(1) 一時借入金 0

(2) 未払金 1,523,732

(3) その他流動負債 31,136

(4) 未払消費税 9,721

(5) 企業債

イ 建設に関する企業債 236,376

ロ その他企業債 0

企業債合計 236,376

(6) 引当金 233,000

(7) 他会計借入金 0

流動負債合計 2,033,965

5 繰延収益

(1) 長期前受金 504,013

(2) 収益化累計額 △ 198,122

繰延収益合計 305,891

負債合計 11,250,870

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,443,386</u>	
資本金合計		1,443,386

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	33,376	
ロ 補助金	7,019	
ハ 他会計負担金	0	
ニ 寄附金	<u>0</u>	
資本剰余金合計		40,395

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金	<u>528,648</u>	
利益剰余金合計		<u>528,648</u>
剰余金合計		<u>569,043</u>

資 本 合 計		<u>2,012,429</u>
---------	--	------------------

負債資本合計		<u>13,263,299</u>
--------	--	-------------------